

発注者支援業務（積算技術業務）
民間競争入札実施要項

平成28年12月

国土交通省、内閣府

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
1.1 対象公共サービスの詳細な内容	
1.2 確保されるべき対象公共サービスの質	
2. 実施期間に関する事項	7
3. 入札参加資格に関する事項	8
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	15
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	17
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	22
7. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	22
8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	27
9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	28
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	28

発注者支援業務（積算技術業務）民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省及び内閣府は、公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された道路・河川・ダム・都市公園における発注者支援業務等のうち積算技術業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。なお、本実施要項に記載する国土交通省等、各地方整備局等及び業務発注担当部署においては、内閣府 沖縄総合事務局を含むものとし、同様の要項・規定を運用する。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 業務概要

本業務は、業務発注担当部署（地方整備局等又は事務所等。別紙－1の「業務ポリシーの参考指標」参照）毎に発注される道路、河川、ダム及び都市公園事業等に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

(2) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、1工事毎（以下「個別業務」という）の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は業務発注担当部署から民間事業者に対して履行期限を付して行われるものである。また、指示及び承諾行為は受注者の代表者（以下「管理技術者」という）に対して行うため、実施する作業員（以下「担当技術者」という）は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

また、「4.（1）入札の単位」毎の業務量については、入札公告等において示すものとする。

1）積算に必要な現地調査

民間事業者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で業務発注担当部署に提出のうえ、積算に用いる現場条件について業務発注担当部署の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前にその内容を協議の上、行うものとする。

2）工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

民間事業者は、業務発注担当部署より示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

3）積算資料作成

民間事業者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。業務発注担当部署から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4）積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

民間事業者は、土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び1）から3）の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD等）

に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。

(3) 業務履行上の留意事項

①以下の事項について実施するものとし、これに係る資料の作成及び整理等を行うものとする。

a) 設計成果品の内容把握

業務発注担当部署から貸与された設計成果品（報告書）について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握して本業務を履行する。

b) 関連工事の把握

業務発注担当部署より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握する。

c) 新技術及び特許工法等の把握

新技術（NETIS 登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法。（工事材料を含む））が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させるものとする。

なお、指定されている新技術が NETIS 登録技術以外の場合は、業務発注担当部署の指示によるものとする。

②民間事業者は、業務発注担当部署の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施しなければならない。

③主な参考基準等

民間事業者は、本条に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、以下の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、本業務を適正に履行する。

土木工事標準積算基準書

建設機械等損料算定表

土木工事共通仕様書

土木工事数量算出要領（案）

土木工事設計積算関係通達集

設計施工マニュアル（案）

設計積算マニュアル（案）

工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

工事一時中止に係るガイドライン（案）

1.2 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1.2.1 達成目標

(1) 積算に必要な現地調査

業務発注担当部署から貸与された設計成果品（報告書）を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を十分に把握し、適正に実施すること。

(2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

設計成果品（報告書）及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表（数量計算書）を適正に作成すること。

(3) 積算資料作成

「土木工事積算標準基準書」等を十分理解し、適正に実施すること。

(4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。

1.2.2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

業務発注担当部署は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するものとする。

(1) 業務の執行状況にかかる評価項目

1) 専門技術力

- ① 目的と内容の理解 ～業務主旨の理解
- ② 的確な履行 ～法令・技術基準の知識、業務内容についての判断
- ③ 業務目的の達成度 ～必要事項の記載、的確な取りまとめ

2) 管理技術力

- ① 業務実施体制の的確性
- ② 打ち合わせの理解度
- ③ 指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢 …責任感、積極性、倫理観

(2) 業務執行上の過失等にかかる評価項目

- 1) 業務執行上の過失
- 2) 中立性、公平性に係る過失
- 3) 守秘性に係る過失
- 4) 事故等
- 5) 損害賠償

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するにあたっては以下の視点から民間事業者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

(1) 業務の実施方針に関する提案

民間事業者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務

全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 業務に対する技術提案

民間事業者は、業務の特性に応じて、業務毎に設定する留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

1.2.4 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- (1) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1式
- (2) 積算資料 1式
- (3) 積算データ（記録媒体 CD等）
- (4) 打合せ記録簿

1.2.5 委託費の支払い方法

民間事業者は、提出した業務計画書に基づいて、業務を実施することにより、達成目標（本実施要項 1.2.1 参照）の水準を確保しなければならない。

業務発注担当部署は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、業務規模により、民間事業者との協議・調整により設定する期間毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して、業務の完了時においては30日以内、業務の完了の前においては14日以内とする。ただし、検査の結果、質及び水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

なお、民間事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、達成目標の水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 物品等の調達

本業務を行ううえで民間事業者が使用する物品、消耗品等について、民間事業者の負担と責任において確保しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、民間事業者の負担と責任において確保することができない場合は、業務発注担当部署との貸借契約に基づき借り受けることができる。

(2) 貸与資料

- 1) 本業務に必要な以下の資料等は業務発注担当部署が無償で貸与する。

なお、入力システムについては、調査職員の立会のもと、入力システムのインストール及びアンインストールを行うものとする。

ただし、土木工事標準積算基準書、その他業務に必要な一般的な図書は、民間事業者で準備すること。なお、民間事業者が貸与資料を損傷した場合は、民間事業者が負担し、業務発注担当部署へ返却するものとする。

①設計成果

- a) 設計成果品（報告書） 1 式
- b) 原図（原図もしくは電子データ） 1 式
- c) 縮小図面 1 式

②その他

- a) 入力システム及び市販されていない関連図書 1 式

2) 入力システムを使用するために必要なパソコンの機能

- ①機種：MS-Windows 7 が動作する PC/AT 互換機
- ②CPU：1GHz 以上の 32 ビット(x86)プロセッサ
- ③メモリ：1GB 以上
- ④HDD：OS 領域を除いて 3.0GB 以上の空きが有ること。
- ⑤ディスプレイ：解像度が 800×600 ドット以上
- ⑥OS：MS-Windows7 Professional

3) 民間事業者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに業務発注担当部署に返却するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の 1) から 4) のいずれかに該当する場合には業務発注担当部署が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。なお、負担額については協議において定めるものとする。

- 1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- 3) 本業務の契約工種の予定数量が、履行期限日において、当初入札時の契約額に対して 2/3 を下回り、民間事業者に損害が発生した場合。
- 4) 上記 1)、2)、3) のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日【単年度契約を想定】

平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日【2 ヶ年の複数年度契約を想定】

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日【3 ヶ年の複数年度契約を想定】

（本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 29 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

ただし、業務の実施上における新規業務の発生や実施状況に応じて、年度途中に業務発注を行うことがある。

なお、「4. (1) 入札の単位」毎の業務の実施期間については、入札公告において示すものとする。

3. 入札参加資格に関する事項

3-1. 単体企業

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方整備局等（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、地方整備局等の長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3-2. 設計共同体

3-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年度以降の契約業務を対象）に示すところにより、地方整備局等の長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。

3-3. 入札参加者間の公平性

※入札参加者間の公平性に関する下記の記載については、平成29年4月1日以降に公示を行うものに限る。平成29年3月31日までに公示を行うものについては、入札説明書の記載によるものとする。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)及び7.(4)における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを競争参加資格確認時に提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、地方整備局等管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務（平成28年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む。）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4）公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6）発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務をいう。

注7）公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務をいう。

3-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定管理技術者の資格等

1) 以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）

2) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。

- ・一級造園施工管理技士

3) 業務内容が、電気通信設備工事のみのものについては、以下のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）」

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、

あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

（２）予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

予定管理技術者は、平成１４年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成２８年度完了予定も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成１４年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

１）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注５）が発注した土木工事に関する発注者支援業務

２）類似業務：

・国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が發注した公物管理補助業務、CM業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

業務内容が電気通信設備工事のみのものについては、平成１４年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成２８年度完了予定も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成１４年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

１）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注５）が発注した電気通信設備工事に関する発注者支援業務

２）類似業務：

・国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）又は大規模な電気通信設備工事

を行う公益民間企業（注８）が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務、電気通信設備工事における監理技術者の業務

注８）大規模な電気通信設備工事を行う公益民間企業とは、電力会社、電気通信会社等をいう。

（３）直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の民間事業者と直接的雇用関係がなければならない。

（４）手持ち業務量

予定管理技術者は、平成２９年４月１日（平成２９年４月２日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成２９年３月３１日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が４億円未満かつ１０件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が５００万円以上の業務をいう。

平成２９年４月１日（平成２９年４月２日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を４億円未満から２億円未満に、件数を１０件未満から５件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額４億円、件数で１０件（平成２９年４月１日（平成２９年４月２日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で２億円、件数で５件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の１）から３）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- １） 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ２） 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ３） 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定してい

る予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定担当技術者の資格

1) 以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、1つの履行場所（業務対象事務所）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。

- ・河川又は道路関係の技術的行政経験(※)を10年以上有する者
- ※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等(注1)で職員として従事したことを言う。

2) 業務発注担当部署が業務内容のうち、電気通信設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士又は二級電気工事施工管理技士
- ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
- ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
- ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

3) 業務発注担当部署が業務内容のうち、機械設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。

- ・技術士（総合技術監理部門－機械又は機械部門）、技術士補（機械部門）
- ・一級建設機械施工技士
- ・二級建設機械施工技士

4) 業務発注担当部署が業務内容のうち、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。

- ・一級建築士または二級建築士
- ・一級建築施工管理技士または二級建築施工管理技士

5) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。

- ・一級造園施工管理技士または二級造園施工管理技士
- ・都市公園関係の技術的行政経験を10年以上有する者

6) 業務内容が、電気通信設備工事のみのものについては、以下のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士又は二級電気工事施工管理技士
- ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
- ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
- ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。

・河川又は道路における電気通信設備関係の技術的行政経験（※）を10年以上有する者

※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）で職員として従事したことを言う。

3－7．競争参加資格確認申請書等に関する事項

「4.（3）申請書類の内容」に示す競争参加資格確認申請書等（以下、「競争参加資格確認申請書等」という。）において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

（1）入札の単位

入札の単位は、別紙－1に示す業務発注担当部署を基本とするが、具体的入札の単位については、入札公告において示すものとする。

（2）基本事項

- 1) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
- 2) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下

の点に留意すること。

- ・電子入札システムによる手続きは、同じＩＣカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のＩＣカードに変更することができる。
- ・当初より、電子入札システムによりがたいものは、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- ・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと業務発注担当部署が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・なお、入札説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の業務発注担当部署の承諾を前提として行われるものである。

３）入札金額は本業務に要する一切の経費の 108 分の 100 に相当する金額とすること。

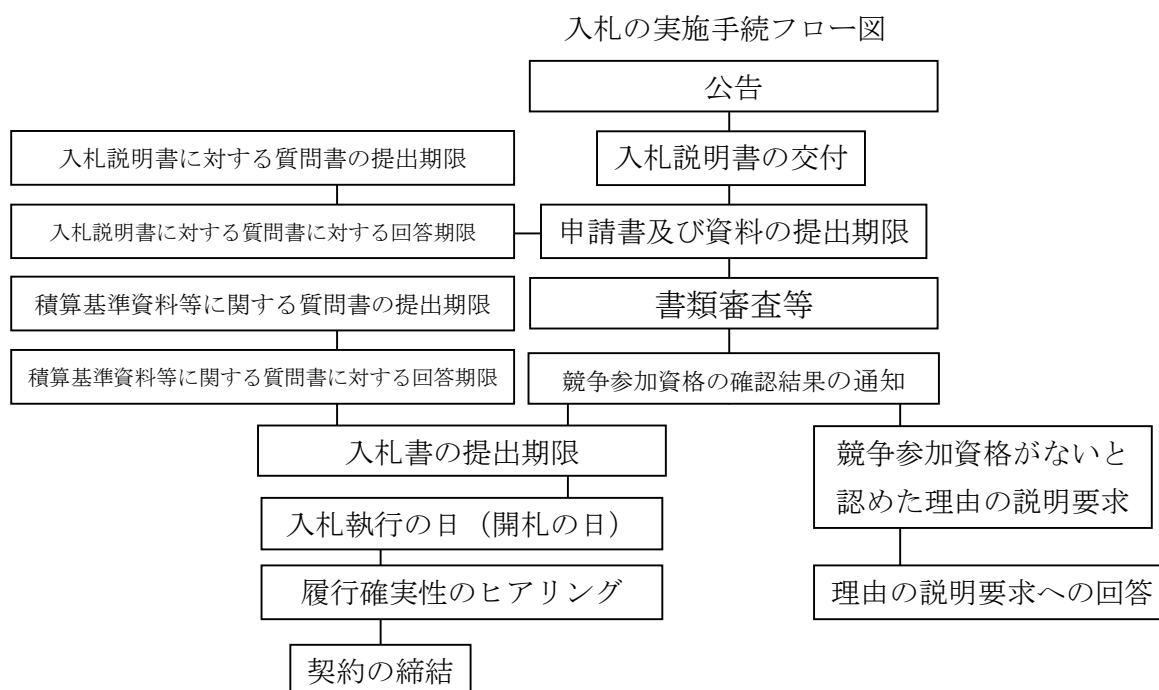
（３）申請書類の内容（各個別様式は別紙－２参照）

- ・競争参加資格確認申請書（様式－１）
- ・企業の平成 14 年度以降に完了した業務実績（様式－２）
- ・予定管理技術者の経歴等（様式－３）
- ・予定管理技術者の平成 14 年度以降に完了（平成 28 年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績（様式－４）
- ・地方整備局等管内に所在している業務拠点（様式－５）
- ・業務実施体制（様式－６）
- ・予定担当技術者の平成 14 年度以降に完了（平成 28 年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績（様式－１０）
- ・業務の実施方針（様式－７）※業務の実施体制図は別途添付
- ・技術提案（様式－８）
- ・申請書（様式－９）※代表者名にて業務発注担当部署長あて
- ・中立公平性を確保していることを示す誓約書（様式－１１又は任意様式）
- ・直接的雇用関係に関する要件の確認（様式－１２）
- ・設計共同体で参加する場合の協定書の写し

（４）入札の実施手続及びスケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| １）公告 | ： 平成 28 年 12 月下旬～平成 29 年 1 月中旬 |
| ２）入札説明書の交付 | ： 平成 28 年 12 月下旬～平成 29 年 1 月中旬 |
| ３）申請書及び資料の受付期限 | ： 平成 28 年 12 月下旬～平成 29 年 1 月下旬 |
| ４）書類審査等 | ： 平成 29 年 1 月上旬～平成 29 年 1 月下旬 |
| ５）競争参加資格の確認結果の通知 | ： 平成 29 年 1 月下旬～平成 29 年 2 月上旬 |
| ６）入札書の受付期限 | ： 平成 29 年 2 月上旬～平成 29 年 2 月中旬 |

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 7) 入札 | : 平成 29 年 2 月中旬～平成 29 年 2 月下旬 |
| 8) 開札 | : 平成 29 年 2 月中旬～平成 29 年 2 月下旬 |
| 9) 履行確実性のヒアリング | : 平成 29 年 2 月下旬～平成 29 年 3 月上旬 |
| 10) 落札者の決定 | : 平成 29 年 2 月下旬～平成 29 年 3 月中旬 |
| 11) 契約締結 | : 平成 29 年 4 月 1 日以降 |



5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

5－1. 民間事業者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

(1) 落札者決定するための基準

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（3）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契

約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点				評価のウエイト
	判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）	① 5 ② 3
		専門技術力	業務執行技術力 平成14年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 5 ② 3

		情報 収集 集力	地 域 精 通 度	平成14年度以 降の同種又は 類似業務の当 該事務所・周辺 での業務実績	下記の順位で評価する。 ①当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。 ②当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。 ③①、②以外	① 5 ② 3 ③ 0
予定担 当技術 者の経 験	予定担当技術者の専門技術力			下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③①、②以外	① 5 ② 3 ③ 0	
実施方 針	業務理解度			業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	1 0	
	実施体制			下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者（管理技術者は、対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	2 0	
技術提 案	本業務における留意点		的 確 性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	2 0	
			実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	1 0	
合計（技術評価の配点合計）						8 0

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

- 1) 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(6) 3) 3-2) の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする。

- 2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(6)
- 3) 3-2) ①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点) × (1－入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点) ＋ (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝(②に係る評価点) ＋ (③に係る評価点)

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(4) 競争参加資格確認申請書等に基づく業務

競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものと

する。

民間事業者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

(5) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

- ①実施場所：業務発注担当部署
- ②実施期間：別途通知
- ③ヒアリング時間：別途通知
- ④出席者：配置予定管理技術者
- ⑤ヒアリングにおける質疑応答内容
 - ・配置予定管理技術者の経歴について
 - ・配置予定管理技術者の業務実績について
 - ・実施方針について
 - ・技術提案について

(6) 履行確実性に関するヒアリング

1) ヒアリングの実施

- ①どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

実施場所：業務発注担当部署

実施予定日：別途通知

時間：別途通知

出席者：配置予定管理技術者

- ②ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。
- ③入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、競争参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。
ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

- ④ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。
又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追

加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

2) 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- ・当該価格により入札した理由 (様式 1 3)
 - ・入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 (様式 1 4)
 - ・一般管理費等内訳書 (様式 1 4 - 1)
 - ・当該契約の履行体制 (様式 1 5)
 - ・手持ちの建設コンサルタント業務等の状況 (様式 1 6)
 - ・手持ち業務の人工 (様式 1 6 - 1)
 - ・配置予定技術者名簿 (様式 1 7)
 - ・直接人件費内訳書 (様式 1 7 - 1)
 - ・過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署 (様式 1 8)
 - ・再委託先からの見積書 (再委託先の押印があるもの)
 - ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費 (事業者負担分) の負担状況が確認できる書面の写し
- なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者 (管理技術者、担当技術者、照査技術者) 及び再委託先技術者を記載するものとする。

3) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

3 - 1) 技術提案等の履行確実性の審査は、競争参加資格確認申請書等 (履行確実性の審査に必要な部分に限る)、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点 (以下「技術提案評価点」という) をその履行確実性に応じて付与する。

3 - 2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者 (照査予定技術者を除く。以下同じ。) に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階 (A～E) で総合的に評価する。

(7) 落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。

(8) 初回の入札で民間事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入

札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙－１「業務ボリュームの参考指標」、別紙－３「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

1) 積算関係資料（積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月業務発注担当部署へ報告すること。

2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。

・業務実施にあたり留意すべき点（積算上必要となる施工条件等）

(2) 調査について

1) 業務発注担当部署は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第２６条第１項に基づき民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2) 立ち入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

業務発注担当部署は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第２７条第１項に基づき民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 中立公平性に関する要件

当該業務を受注した者は、当該業務発注担当部署の発注工事に参加するこ

とができない。

当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注担当部署の発注する工事の入札に参加することができない

- ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）としての参加をいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の１）又は２）に該当するものをいう。
 - １）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ２）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（５）検査・監督体制

検査・監督については、業務発注担当部署毎の業務別に取り交わす契約書に基づき実施し、体制においては次の通り行うものとする。

1) 総括調査員：事務所長等

- ①契約變更に係る指示、承諾等【契約数量の變更、工期變更 等】
- ②業務の総括的な指揮【対主任調査員及び調査員】

2) 主任調査員：担当課長等

- ①契約變更に係らない指示、承諾等【対象工事の指示、成果品（工事発注図面及び数量総括表、積算資料、積算データ）の確認、受領】
- ②総括調査員への報告、調査員への指示

3) 調査員：担当課係長等

- ①総括調査員及び主任調査員が指示、承諾等を行うための内容確認【対象工事（案）の作成、成果品（工事発注図面及び数量総括表、積算資料、積算データ）の確認】
- ②総括調査員及び主任調査員への報告

（６）秘密の保持等について

- １）民間事業者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ２）民間事業者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ業務発注担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- ３）民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報その他知り

得た情報を業務計画書（業務概要・実施方針・業務工程・打合せ計画・連絡体制等を記載したもの。）の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

- 4) 民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、業務発注担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6) 民間事業者は、本業務終了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、業務発注担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実にすること。
- 7) 民間事業者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

(7) 再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、民間事業者は、これを再委託することはできない。
 - ① 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 3) 民間事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）、などの簡易な業務の再委託に当たっては、業務発注担当部署の承諾を必要としない。
- 4) 民間事業者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、業務発注担当部署の承諾を得なければならない。
- 5) 民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、国土交通省各地方整備局等の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、国土交通省各地方整備局等の長の指名停止を受けている期間中であってはならない。また、暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者）を再委託先としてはならない。

(8) 契約の変更及び解除

- 1) 競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの業務発注担当部署の了解を得なければならない。
- 2) 契約内容の変更
本契約における数量の増減等による変更（精算）は、以下に示す場合等、対象工

事件数や対象工事の工種に変更が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、業務発注担当部署と民間事業者との協議に基づいて行う。

①補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。

②現場条件等により変更契約を行う工事の件数が当初想定から変動した場合。

3) 権利義務の譲渡

平成 22 年 7 月の国土交通省要請に基づき、旧建設弘済会等が発注者支援業務等からの計画的撤退を進めるにあたり、受注中の業務について権利義務譲渡を行う場合は、以下によるものとする。

① 事業譲渡等を適切かつ円滑に実行するため、法務、財務、労務等の専門分野に係る第三者委員会（アドバイザー）を活用し、譲受会社の選定方法・評価方法、譲受会社の評価・選定、譲渡時期等について助言を受けるものとする。なお、選定過程等の情報は適切に記録・保存するとともに、総務省官民競争入札等監理委員会の求めに応じ、譲受会社の選定過程に係る資料を提示するものとする。

② 譲渡される業務の品質を確保するため、「建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり、建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方（平成 23 年 3 月 30 日、国土交通省大臣官房地方課、技術調査課）」に基づき、権利義務譲渡申請については、以下の要件をすべて満たすこと。

- ・ 譲受会社が当該業務の入札が行われた際の競争参加資格要件を具備していること。または、事業譲渡に伴い、競争参加資格要件を具備することが確実であること。
- ・ 当該業務の実施にあたり、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されること。

※「旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制」とは、譲受会社が当該業務を実施する際の管理技術者等の資格、実績、その他の業務の履行体制が、旧建設弘済会等におけるものと同程度であることを言う。

③ 譲受会社については、法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に該当するものでないこと。

4) 契約の解除

4-1) 業務発注担当部署による契約の解除

①業務発注担当部署は、民間事業者が次の各号の 1 つに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 民間事業者の責に帰すべき理由により履行期限までに又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- b) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しない

とき

- c) 一括再委託又は主たる部分を再委託したとき
- d) 契約図書に規定する資格を有する担当技術者を配置できないとき、業務履行体制の整備など契約上の重要な義務履行に関する是正措置要求に対して民間事業者側が当該措置を講じないとき
- e) a) ～ d) に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

②業務発注担当部署は、①の規定により契約を解除した場合において、民間事業者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に相当する委託料相当額を民間事業者に支払わなければならない。

③①の規定により契約を解除された場合においては、民間事業者は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として業務発注担当部署の指定する期間内に業務発注担当部署に支払わなければならない。

④業務発注担当部署は、業務が完了しない間は、①の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

⑤②の規定は、④の規定により契約を解除した場合について準用する。

⑥業務発注担当部署は、④の規定により契約を解除した場合において、これにより民間事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、業務発注担当部署と民間事業者の協議により定めるものとする。

4-2) 民間事業者による契約の解除

①民間事業者は次の各号の 1 つに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 業務発注担当部署からの書面による通知により業務内容を変更したため委託料の額が 3 分の 2 以上減少したとき
- b) 業務発注担当部署からの通知により業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 (委託期間の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたときただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- c) 業務発注担当部署が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき

②4-1) ②及び 4-1) ⑥の規定は、①の規定により契約が解除された場合に準用する。

8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 業務発注担当部署が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、業務発注担当部署は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について業務発注担当部署の責めに帰すべき理由が存する場合は、業務発注担当部署が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について業務発注担当部署の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は業務発注担当部署に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査方法

業務発注担当部署は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

(2) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成30年3月末における状況を調査するものとする。

(3) 調査項目

本実施要項1.2「確保されるべき対象公共サービスの質」により設定した事項。

10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、国土交通省等において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、国土交通省等は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び法第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

ただし、入札の実施結果については、国土交通省等において、入札の実施後速やかに取りまとめて監理委員会へ報告することとする。

この際、あわせて前年度の事業譲渡の実施状況について報告する。

(2) 業務発注担当部署の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本業務の実施状況に係る監督は、「本実施要項 7.」により行う。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

- ① 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 25 条第 1 項の規定に違反して、法第 24 条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第 54 条の規定により、一年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとなる。
- ③ 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・ 法第 26 条第 1 項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第 26 条第 1 項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・ 正当な理由なく、法第 27 条第 1 項による指示に違反した者
- ④ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記③の刑を科されることとなる。

2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者（民間事業者）」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は業務発注担当部署を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

発注者支援業務（積算技術業務）
民間競争入札実施要項

別紙 資料

平成 2 8 年 1 2 月

国土交通省、内閣府

別紙－１．業務ボリュームの参考指標 ～業務発注担当部署～

「平成25～27年度の工事発注件数」（港湾空港、営繕関係を除く）

業務発注担当部署別の一覧表

地方整備局等	業務発注担当部署	H25 工事発注 件数	H26 工事発注 件数	H27 工事発注 件数
北海道開発局	札幌開発建設部	394	284	238
	函館開発建設部	157	121	114
	小樽開発建設部	106	73	66
	旭川開発建設部	211	159	122
	室蘭開発建設部	148	118	102
	釧路開発建設部	199	137	125
	帯広開発建設部	183	117	113
	網走開発建設部	176	140	129
	留萌開発建設部	73	68	48
	稚内開発建設部	37	34	29
東北地方整備局	本局	0	0	1
	青森河川国道事務所	111	91	70
	高瀬川河川事務所	11	4	3
	津軽ダム工事事務所	20	26	9
	岩手河川国道事務所	107	73	65
	三陸国道事務所	98	83	58
	南三陸国道事務所	33	32	5
	胆沢ダム工事事務所	4	0	0
	仙台河川国道事務所	192	179	107
	北上川下流河川事務所	60	48	94
	秋田河川国道事務所	89	63	44
	湯沢河川国道事務所	65	44	51
	能代河川国道事務所	75	58	59
	山形河川国道事務所	199	142	104
	酒田河川国道事務所	97	66	62
	新庄河川事務所	55	39	36
	月山ダム管理所	5	3	3
	福島河川国道事務所	80	43	71
	郡山国道事務所	48	29	25
	磐城国道事務所	36	28	29
	摺上川ダム管理所	3	2	2
	北上川ダム統合管理事務所	16	11	14
	鳴子ダム管理所	4	4	4
	釜房ダム管理所	5	3	4
	浅瀬石川ダム管理所	5	3	4
	玉川ダム管理所	5	5	5
	七ヶ宿ダム管理所	3	3	3
	最上川ダム統合管理事務所	11	12	12
	三春ダム管理所	5	4	2
	森吉山ダム工事事務所	0	0	0
	鳴瀬川総合開発調査事務所	0	1	1
	成瀬ダム工事事務所	-	16	9
関東地方整備局	本局	0	0	0
	常陸河川国道事務所	87	66	55
	下館河川事務所	43	23	49
	霞ヶ浦河川事務所	33	28	28
	霞ヶ浦導水工事事務所	2	2	2
	常総国道事務所	73	70	45
	宇都宮国道事務所	51	40	19
	日光砂防事務所	20	20	34
	渡良瀬川河川事務所	44	22	20
	高崎河川国道事務所	65	45	34
北陸地方整備局	利根川水系砂防事務所	31	30	25
	ハッ場ダム工事事務所	28	18	16
	利根川上流河川事務所	99	93	74
	荒川上流河川事務所	41	26	28
	大宮国道事務所	73	48	43
	北首都国道事務所	64	58	31
	利根川下流河川事務所	49	25	29
	江戸川河川事務所	70	47	57
	首都国道事務所	15	21	34
	千葉国道事務所	86	61	42
	荒川下流河川事務所	52	27	25
	東京国道事務所	103	41	31
	相武国道事務所	53	32	31
	相模川水系広域ダム管理事務所	5	8	6
	京浜河川事務所	44	47	28
	川崎国道事務所	17	15	15
	横浜国道事務所	99	68	61
	東京外かく環状国道事務所	6	9	9
	甲府河川国道事務所	107	81	62
	富士川砂防事務所	30	23	20
北陸地方整備局	長野国道事務所	72	55	44
	利根川ダム統合管理事務所	14	11	13
	鬼怒川ダム統合管理事務所	14	13	17
	品木ダム水質管理所	7	7	3
	二瀬ダム管理所	6	3	9
北陸地方整備局	本局	19	0	0
	信濃川下流河川事務所	42	28	21
	阿賀野川河川事務所	20	17	13
	新潟国道事務所	81	54	44
	長岡国道事務所	93	75	64
	湯沢砂防事務所	52	34	32
	羽越河川国道事務所	40	29	33
	高田河川国道事務所	91	60	51
	富山河川国道事務所	153	125	91
	黒部河川事務所	42	19	18
	立山砂防事務所	39	30	25
	金沢河川国道事務所	161	108	94
	飯豊山系砂防事務所	15	12	12
	阿賀川河川事務所	18	16	24
	千曲川河川事務所	35	32	28
	松本砂防事務所	50	27	24
	神通川水系砂防事務所	25	9	12
	大町ダム事務所	6	6	5
	三国川ダム管理所	8	8	4
	信濃川河川事務所	74	30	29
	利賀ダム工事事務所	11	6	5

		H25	H26	H27
中部地方 整備局	本局	6	8	3
	多治見砂防国道事務所	50	53	41
	木曽川上流河川事務所	88	79	48
	岐阜国道事務所	112	56	86
	高山国道事務所	69	38	41
	静岡河川事務所	60	39	41
	静岡国道事務所	83	65	39
	沼津河川国道事務所	76	64	52
	浜松河川国道事務所	94	70	57
	庄内河川事務所	46	33	26
	愛知国道事務所	55	65	81
	名古屋国道事務所	78	21	10
	三重河川国道事務所	133	85	69
	木曽川下流河川事務所	76	64	47
	紀勢国道事務所	36	46	38
	飯田国道事務所	59	55	29
	越美山系砂防事務所	20	11	15
	新丸山ダム工事事務所	8	9	5
	富士砂防事務所	29	17	20
	豊橋河川事務所	37	20	16
	名古屋国道事務所	68	54	47
	設楽ダム工事事務所	7	11	6
	北勢国道事務所	59	63	41
	天竜川上流河川事務所	68	44	48
	丸山ダム管理所	3	2	4
	矢作ダム管理所	9	10	10
	蓮ダム管理所	5	3	7
	長島ダム管理所	4	4	7
	三峰川総合開発工事事務所	2	5	3
	天竜川ダム統合管理事務所	15	15	12
近畿地方 整備局	本局	0	0	0
	大和川河川事務所	25	19	19
	琵琶湖河川事務所	27	15	10
	大戸川ダム工事事務所	4	7	5
	滋賀国道事務所	91	53	51
	京都国道事務所	49	48	28
	淀川河川事務所	121	63	58
	大阪国道事務所	46	45	36
	浪速国道事務所	30	34	21
	猪名川河川事務所	25	9	9
	豊岡河川国道事務所	79	53	44
	姫路河川国道事務所	92	77	63
	六甲砂防事務所	26	20	16
	兵庫国道事務所	81	45	42
	奈良国道事務所	65	45	55
	和歌山河川国道事務所	164	97	70
	紀南河川国道事務所	146	136	29
	福井河川国道事務所	125	92	95
	木津川上流河川事務所	17	22	14
	淀川ダム統合管理事務所	14	7	6
	九頭竜川ダム統合管理事務所	10	12	9
	紀の川ダム統合管理事務所	10	5	6
	福知山河川国道事務所	148	74	42
	足羽川ダム工事事務所	2	2	11
	紀伊山地砂防事務所	24	23	23

		H25	H26	H27
中国地方 整備局	本局	0	3	0
	出雲河川事務所	52	40	42
	浜田河川国道事務所	66	58	65
	鳥取河川国道事務所	127	86	93
	倉吉河川国道事務所	60	48	35
	殿ダム工事事務所	0	0	0
	日野川河川事務所	20	19	13
	松江国道事務所	107	82	130
	斐伊川・神戸川総合開発工事事務所	0	0	0
	岡山河川事務所	50	43	34
	岡山国道事務所	76	71	48
	福山河川国道事務所	52	44	35
	三次河川国道事務所	76	47	43
	太田川河川事務所	48	92	47
	広島国道事務所	105	111	54
	山口河川国道事務所	96	72	66
	土師ダム管理所	4	4	4
	弥栄ダム管理所	3	5	6
	八田原ダム管理所	2	3	3
	温井ダム管理所	3	3	2
	吉田ダム管理所	3	5	1
四国地方 整備局	本局	1	2	0
	徳島河川国道事務所	107	81	100
	那賀川河川事務所	55	41	36
	四国山地砂防事務所	24	20	20
	香川河川国道事務所	52	46	41
	松山河川国道事務所	108	83	53
	大洲河川国道事務所	57	35	36
	山鳥坂ダム工事事務所	7	17	7
	高知河川国道事務所	51	46	23
	中村河川国道事務所	51	38	30
	土佐国道事務所	113	71	74
	中筋川総合開発工事事務所	7	10	8
	吉野川ダム統合管理事務所	4	5	8
	野村ダム管理所	6	5	5
	大渡ダム管理所	4	5	7
	四国技術事務所	1	2	0
九州地方 整備局	本局	6	3	4
	筑後川河川事務所	119	69	81
	遠賀川河川事務所	103	81	69
	福岡国道事務所	108	88	135
	北九州国道事務所	68	34	35
	武雄河川事務所	52	34	27
	佐賀国道事務所	79	47	48
	嘉瀬川ダム工事事務所	0	0	0
	長崎河川国道事務所	97	48	54
	雲仙復興事務所	6	2	9
	熊本河川国道事務所	166	116	113
	八代河川国道事務所	44	64	41
	川辺川ダム砂防事務所	15	5	5
	菊池川河川事務所	44	24	23
	大分河川国道事務所	94	46	43
	佐伯河川国道事務所	76	57	38
	大分川ダム工事事務所	11	5	5
	宮崎河川国道事務所	132	103	112
	延岡河川国道事務所	72	46	33
	川内河川事務所	41	31	40
	大隅河川国道事務所	105	73	74
	鹿児島国道事務所	102	65	70
	緑川ダム管理所	3	3	5
	筑後川ダム統合管理事務所	6	7	7
	鶴田ダム管理所	4	2	2
	山国川河川事務所	26	11	15
	立野ダム工事事務所	5	5	10
沖縄総合 事務局	本局	0	10	9
	北部ダム統合管理事務所	21	18	16
	北部ダム事務所	12	0	0
	北部国道事務所	54	39	41
	南部国道事務所	79	57	66

各地方整備局等 合計	12,027	8,922	7,820
------------	--------	-------	-------

【都市公園工事】

地方整備局等	業務発注担当部署	H25 工事発注 件数	H26 工事発注 件数	H27 工事発注 件数
北海道開発局	札幌開発建設部	2	3	3
東北地方整備局	本局	0	0	0
	東北国営公園事務所	6	6	3
関東地方整備局	本局	0	0	0
	国営常陸海浜公園事務所	5	7	10
	国営昭和記念公園事務所	12	10	6
	国営アルプスあづみの公園事務所	3	8	6
北陸地方整備局	本局	0	0	0
	国営越後丘陵公園事務所	6	11	4
中部地方整備局	本局	0	0	0
	木曽川上流河川事務所	8	7	6
	木曽川下流河川事務所	9	8	5

地方整備局等	業務発注担当部署	H25 工事発注 件数	H26 工事発注 件数	H27 工事発注 件数
近畿地方整備局	本局	0	0	0
	淀川河川事務所	11	12	14
	国営飛鳥・平城歴史公園事務所	13	9	9
	国営明石海峡公園事務所	8	12	9
中国地方整備局	本局	0	0	0
	三次河川国道事務所	6	5	4
四国地方整備局	本局	0	0	0
	香川河川国道事務所	6	8	4
九州地方整備局	本局	0	0	0
	国営海の中道海浜公園事務所	11	11	10
	国営吉野ヶ里歴史公園事務所	4	3	3
沖縄総合事務局	本局	0	0	0
	国営沖縄記念公園事務所	18	15	14
各地方整備局等 合計		128	135	110

別紙－２．各申請書類の様式例

(様式－１)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇地方整備局〇〇〇〇事務所長
〇〇 〇〇 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
F A X
E-mail

【設計共同体の場合は、以下のように記入すること】

共同体事務所の所在地
〇〇業務△△・〇〇設計共同体
△△(株) 役職名 氏名 印
〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成〇年〇月〇日付けで入札公告のありました〇〇〇〇業務に係る競争に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに競争参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注１：業務発注担当部署の承諾を得て紙入札方式による場合は、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（３９２円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

・企業の平成１４年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注１：業務分類には、「対象業務」を記載する。

注２：様式－４に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注３：業務実績は最大２件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１件につき１枚以内に記載する。

・ 予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 技術士（部門： 分野： 登録番号： 取得年月日： ） 一級土木施工管理技士（登録番号： 取得年月日： ） 土木学会特別上級、上級者又は一級技術者 公共工事品質確保技術者 公共工事品質確保技術者に準ずる者 公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質技術者（Ⅱ）の資格を有する者 RCCM（部門： 登録番号： 取得年月日： ） RCCM と同等の能力を有する者（部門： 合格年月日： ）				
⑤ 同種又は類似業務経歴（平成１４年度以降、最大２件）				
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間	
	テクリス登録番号：			
	発注者としての実務経歴 （従事機関名）	役職	従事期間	
	業務履行場所			
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間	
	テクリス登録番号：			
	発注者としての実務経歴 （従事機関名）	役職	従事期間	
	業務履行場所			
⑥ 手持業務の状況（平成２９年４月１日現在（４月２日以降は「公示日」とする。）） 管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上 （ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）				
業 務 名	職務上の立場	発 注 機 関	履 行 期 間	契 約 金 額
				(契約金額合計 万円)

注１：保有資格の「RCCMと同等の能力を有する者」は、合格証の写しを添付すること。

注２：「公共工事品質確保技術者に準ずる者」は証明書の写しを添付すること。

注３：業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

※なお、上記に記載した業務履行場所において地域精通度の評価をする。

・ 予定管理技術者の平成１４年度以降に完了（平成２８年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 ＴＥＬ	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注１：業務分類には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注２：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注３：〇〇には「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注４：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

注５：出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務を担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向辞令等の写しを添付すること。

注６：様式－３に記載した同種又は類似業務の実績について記載すること。

(様式－５)

・ 地方整備局等管内に所在している業務拠点を１つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：１者単独により、業務を実施する場合には記載する必要は無い。ただし、注３による場合は、記載すること。

注２：設計共同体により業務を実施する場合には、業務分担について記載する。その場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注３：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数 人		

注１：氏名にはふりがなをふること。注２：管理技術者の予定技術者名は、１名のみ記載するものとし、複数の管理技術者（正・副等含め）は認めない。

注３：予定管理技術者は、担当技術者との兼任は認めない。

・業務の実施方針

業務の実施方針

(A 4 サイズ、2 枚以内とする。)

※業務実施体制図は別途添付すること。

・ 技術提案

技術提案：本業務における留意点
(A 4 サイズ、1 枚以内とする。)

(様式－ 9)

平成○年○月○日

(分任) 支出負担行為担当官
○ ○ 地 方 整 備 局
○○事務所長
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

○○業務の競争参加資格確認申請書は、容量を超えたため持参又は郵送にて提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 :
部 署 : ○○本店○○部○○課
電 話 番 号 : (代) ○○－○○○－○○○○ [(内) ○○○○]

2. 郵送する書面の目録

3. 郵送する書類の頁数 全○○頁

4. 発送年月日 平成○年○月○日

・ 予定担当技術者の平成１４年度以降に完了（平成２８年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

①配置予定担当技術者数_____人

②業務実績において「同種業務・類似業務・無し」のいずれかを記載

	業務実績
担当技術者 A	
担当技術者 B	
担当技術者 C	

注１：配置予定担当技術者の氏名は記載しないこととし、配置予定担当技術者の実績を記載すること。

注２：予定管理技術者と担当技術者の兼任は認めない。

注３：記載する担当技術者については、定常的に業務に従事する担当技術者を記載すること。

・ 中立公平性に関する要件の確認

以下に該当する場合、☑を記す。

- ☐ 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事を受注又は下請けをしていない。
- ☐ 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事を受注又は下請けをしている者と資本面・人事面で関係がない。
- ☐ 本業務を受注した場合、以下に示す中立公平性を遵守する。
 - ・ 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所（管理所）【発注部署において選択】の発注工事に参加してはならない。なお、「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
 - ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の 1) 又は 2) に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

・ 直接的雇用関係に関する要件の確認

以下に該当する場合、☑を記す。

- ☐ 本業務の履行期間中に配置する配置予定管理技術者との雇用関係は直接雇用により業務を実施する。

(様式 13)

当該価格により入札した理由

(様式 14)

入札価格の内訳書

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額 (B)	うち再委託予 定金額 (C)	官積 算額 (D)	備考
直接原価	直接経費							一次内訳書 － 1
その他原価	その他原価							その他原価 に係る内訳書
一般管理費等	一般管理費等							一般管理費 等に係る内 訳書
合計								再委託予定 金額の比率 〇〇%

入札価格の内訳書の明細書

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－ 1						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接原価						
小計						

(その他原価に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
その他原価	その他原価	その他原価	直接経費（1次内訳書－1に記載したものを除く）		
	その他原価計				

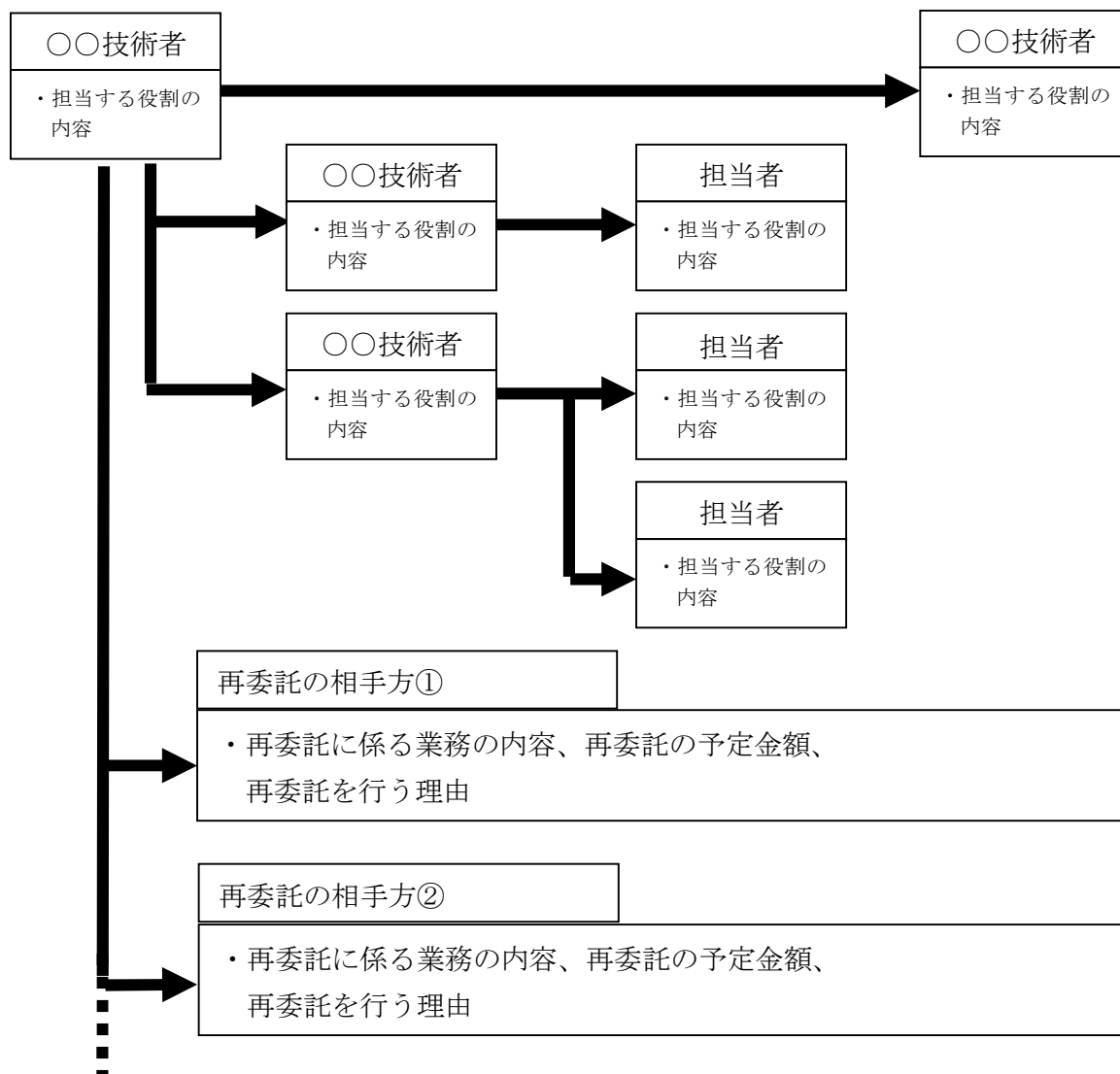
(様式 1 4 - 1)

【一般管理費等内訳書】

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図 (全体像)



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

(様式 16)

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

(技術者) (氏名 :)

業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	備考

(様式 1 6 - 1)

手持ち業務の人工

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

(技術者)(氏名:)																																				日数を記入		
業務名・業務項目		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備 考
		1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20				
営業日		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
A業務																																						
〇〇検討																											1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
〇〇調査																												1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0					
〇〇整理																														1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
報告書作成																																		2.5	2.5			
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B業務																																						
〇〇検討																											1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
〇〇調査																												1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0					
〇〇整理																														1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
報告書作成																																		2.5	2.5			
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C業務																																						
																											1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
																												1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0					
																														1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
																																		2.5	2.5			
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人工合計(日数)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(様式 17)

配置予定技術者名簿

技術者の区分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

(様式 17-1)

直接人件費内訳書

[illegible]

(様式 18)

過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署

(技術者) (氏名 :)

通し 番号	業務名	業務発注 担当部署	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	備考

別紙－３．従来の実施状況に関する情報の開示

※入札公告に合わせて、業務発注担当部署の発注単位毎に公表する。

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
(九州地方整備局 北九州国道事務所)					
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	198,398	145,044	148,707
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)		198,398	145,044	148,707	
参 考 値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)			198,398	145,044	148,707
(B事業所)					
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分			
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)					
参 考 値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)					
(注記事項)					
・本業務は従来から「積算技術業務」として民間事業者に委託している。					
・上記の委託費の積算には、業務に係る人件費、材料費、諸経費、技術経費等が含まれる。					
・業務概要は、「実施要項1.」に記載の通りで、平成23年度から平成27年度において変更していない。					
・委託費の増減は、対象工事件数の増減による。					

2 従来の実施に要した人員

(単位:人・日)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

管理技術者が以下の要件を満たすこと

1. 経験に関する要件

過去15年間に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

[1]同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する行政事務補助業務または発注者支援業務

[2]類似:

・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(河川または道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計(河川または道路)における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

2. 技術力に関する要件

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)

・一級土木施工管理技士

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者

・RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)またはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

・(一社)全日本建設技術協会による公共工事事質確保技術者(Ⅰ)、公共工事事質確保技術者(Ⅱ)又は、業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者

(業務の繁閑の状況とその対応)

・当該業務の対象とする工事について、そのプロジェクトに係る予算措置(補正予算等)や供用時期により、業務量が増減する場合がある。

(人・日)

(九州地方整備局 北九州国道事務所)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
25年度【工事発注件数(件)】	15	23	17	15	17	15	13	13	12	13	19	9	181
工事発注件数:当初契約用積算(件)	9	15	8	6	7	5	3	3	2	3	9	5	75
工事発注件数:変更契約用積算(件)	6	8	9	9	10	10	10	10	10	10	10	4	106
人員配置													
現地調査(人・日)	61	40	37	38	32	26	26	22	29	50	22	30	413
工事発注用設計資料の確認(人・日)	162	109	100	105	89	72	72	64	80	135	60	82	1,130
積算条件資料の作成(人・日)	18	22	44	40	52	49	36	30	30	39	52	34	446
新土木工事積算システムへのデータ入力(人・日)	15	18	34	31	40	38	29	24	24	31	40	25	349
照査(人・日)	10	12	24	22	28	26	20	16	16	21	28	18	241
合 計 (人・日)	266	201	239	236	241	211	183	156	179	276	202	189	2,579
26年度【工事発注件数(件)】	3	5	14	8	9	6	9	8	8	7	20	23	120
工事発注件数:当初契約用積算(件)	2		7	4	3					2	3	6	27
工事発注件数:変更契約用積算(件)	1	5	7	4	6	6	9	8	8	5	17	17	93
人員配置													
現地調査(人・日)	20	28	18	12	10	10	20	28	20	36	32	6	240
工事発注用設計資料の確認(人・日)	13	29	40	29	29	14	23	24	27	27	53	19	327
積算条件資料の作成(人・日)	33	74	100	73	72	34	57	61	68	68	133	47	820
新土木工事積算システムへのデータ入力(人・日)	20	44	60	44	43	20	34	36	41	41	80	28	491
照査(人・日)	12	20	56	32	36	24	36	32	32	28	80	92	480
合 計 (人・日)	98	195	274	190	190	102	170	181	188	200	378	192	2,358
27年度【工事発注件数(件)】	1	7	9	8	8	10	11	8	13	11	14	10	110
工事発注件数:当初契約用積算(件)	1	4	4	2	3				6	5	3	3	31
工事発注件数:変更契約用積算(件)		3	5	6	5	10	11	8	7	6	11	7	79
人員配置													
現地調査(人・日)	3	10	13	9	10	9	8	7	17	13	13	11	123
工事発注用設計資料の確認(人・日)	17	66	84	57	64	58	54	43	116	94	84	66	803
積算条件資料の作成(人・日)	17	63	90	57	68	62	57	41	119	89	86	72	821
新土木工事積算システムへのデータ入力(人・日)	15	54	72	50	56	50	47	35	98	74	76	62	689
照査(人・日)	4	19	30	21	24	21	22	17	44	33	35	26	296
合 計 (人・日)	56	212	289	194	222	200	188	143	394	303	294	237	2,732

(注記事項)

・工事発注件数は、本業務の対象となる月毎の工事件数である。

・人員配置は、本業務の遂行に必要な月毎の人・日数である。

・平成25年度の値は、平成24年度発注の2ヶ年業務と平成25年度発注の1ヶ年業務の合計。

(従来の計画・実績の状況)	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
(九州地方整備局 北九州国道事務所)						
現地調査		61	115	135	120	107
発注用設計資料の確認		175	186	135	120	107
積算条件資料の作成		175	186	135	120	107
新土木工事積算システムへのデータ入力		175	186	135	120	107
照査		175	186	135	120	107
打合せ		24	24	14	14	26

(注記事項)

・現地調査、発注用設計資料の確認、積算条件資料の作成、新土木工事積算システムへのデータ入力、照査については、工事件数(件)を表す。

・打合せについては、回数(回)を表す。

・調査職員により業務が適正かつ確実に行われているかどうかを実施要項「検査・監督体制」により行う。

・目標・計画に対して、実績が増減しているのは、精査の結果、業務発注担当部署の指示により対象となる工事数が増減となったためであり、具体的な理由は下記の通り。

①積算件数が当初想定より減少したことによる減。

②変更設計回数が当初想定より減少したことによる減。 等

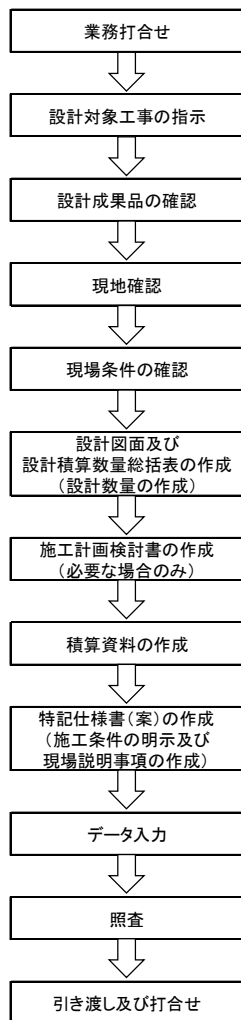
・平成25年度の値は、平成24年度発注の2ヶ年業務と平成25年度発注の1ヶ年業務の合計。

3 従来の実施に要した施設及び設備
(九州地方整備局 北九州国道事務所) 【施設】 施設名称: 民間事業者の指定する施設 使用場所: 民間事業者の指定する施設の執務室内 使用面積: —
【設備及び主な物品】 種類: パソコン、プリンター、自動車 使用数量: パソコン18台、プリンター4台、自動車6台
(注記事項) ・国が民間事業者に提供・使用させる施設・設備等は、実施要項「費用負担等に関するその他の留意事項」に記載する通り。 ・平成25年度の値は、平成24年度発注の2ヶ年業務と平成25年度発注の1ヶ年業務の合計。
4 従来の実施における目的の達成の程度
① 積算に必要な現地調査 : 適正に実施されていた。 ② 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 : 適正に作成されていた。 ③ 積算資料作成 : 適正に実施されていた。 ④ 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) : 適正に積算データの入力が行われていた。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

業務フロー



関係資料の作成内容

業務打合せ簿(打合せ内容の記録)
業務予定表
業務履行表

業務打合せ簿
(対象工事・作成区分・現地調査有無の指示書)

業務打合せ簿
(貸与品の授受、不適合等の報告)

現地調査前の打合せ記録簿
現地調査後の打合せ記録簿

業務打合せ簿
(履行中の打合せ内容の記録)

照査結果報告書

業務打合せ簿(成果品の納品)
積算技術業務の成果品一覧

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

・本業務を実施するにあたっては、公共工事に関する専門的な技術力を駆使して、現場の状況を的確に把握し、現場環境に合った施工方法等を検討し的確な積算資料を作成する必要がある。

また、発注者の要請に対して的確かつ迅速に対応するとともに、工事の進捗状況に応じた臨機な対応や不測の事態に対して即応できることが求められる。

更に、業務実施にあたり法令遵守や厳格な守秘義務の確保が求められる。

(注記事項)

- ・管理技術者 2名
- ・担当技術者 18名(他、予備者1名)

6 従来の応札状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(九州地方整備局 北九州国道事務所)			
応札参加者数	1件	1件	1件
備考			